



2020年6月18日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
 代表者名 代表取締役社長 上田 怜史
 (コード番号 6573 マザーズ)
 問合せ先 取締役副社長 石 動 力
 (TEL 03-6435-7130 (代表))

第三者割当により発行される株式及び第9回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2020年6月18日開催の取締役会において、当社の経営計画の推進と財務強化を目的に総額4億円の資金調達を実施し、成長戦略及び事業戦略を推進し、将来の収益拡大を図る目的で、以下のとおり、第三者割当により発行される株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株式>

(1) 払込期日	2020年7月6日
(2) 発行新株式数	132,700株
(3) 発行価額	754円
(4) 調達資金の額	100,055,800円（差引手取概算額99,405,800円）
(5) 資本組入額	1株につき377円
(6) 資本組入額の総額	50,027,900円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりOakキャピタル株式会社に全ての本新株式を割り当てる。
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権>

(1) 割当日	2020年7月6日
(2) 新株予約権の総数	3,979個
(3) 発行価額	2,307,820円（本新株予約権1個当たり580円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	397,900株（本新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	302,324,420円（差引手取概算額298,774,420円） （内訳） 新株予約権発行分 2,307,820円 新株予約権行使分 300,016,600円
(6) 行使価額	1株当たり754円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
(8) その他	① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以

	<p>下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金580円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの状況について

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業のマーケティング活動の支援事業を行っております。

【マーケティング支援事業の3事業分野】

- ▶ アンバサダー支援事業* 企業の持つ顧客基盤を活用した販売促進・ブランド育成支援事業
- ▶ テストマーケティング支援事業 新商品等のテストマーケティング支援事業
- ▶ 動画活用支援事業 2019年7月に子会社化した株式会社クリエ・ジャパンを通じ、
動画を活用したマーケティング支援並びに業務の効率化の支援事業

また、成長が期待できるアジア市場において事業拡大を推し進めるため、2019年1月より台湾にて、子会社である愛加樂股份有限公司が営業を開始し、アンバサダー支援事業、テストマーケティング支援事業を開始しております。

*アンバサダー支援事業:好きな企業の商品やサービスについて、SNSやブログ等のインターネットメディアを通じて、自発的にクチコミや推奨する顧客を「アンバサダー(親善大使)」と定義し、当社が持つSNS分析にて得た技術・ノウハウを活用し、アンバサダーの発見から、アンバサダーが商品やサービスの魅力を伝える情報発信を促進する支援サービスを提供し、企業のより効果的なマーケティング活動を支援する事業

2019年12月期の売上高は847百万円、営業損失は138百万円、経常損失は144百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は192百万円となりました。

2019年12月期は、アンバサダー支援事業において、サービス単価の上昇を図ることができましたが、サービス提供数が減少し、売上高は減収となりました。営業利益は、減収に伴う粗利の減少に対し、事業領域拡大に向けた積極的な採用による人件費、海外子会社の立上げに伴う費用の増加などにより販売費及び一般管理費が増加し、138百万円の損失になりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、テストマーケティング支援事業における事業の方針転換により、当該事業に関わるソフトウェア資産の資産価値の見直しにより20百万円の減損損失を計上し、また、27百万円の繰延税金資産を取崩したことにより、192百万円の損失となりました。

(2) 今後の成長戦略

当社は、今後、動画活用支援事業の推進、アンバサダー支援事業にて特に中小企業に向けたアンバサダープログラムの導入推進を通じて事業拡大を図ります。

① 動画活用支援事業の推進

現在、動画を活用した、営業・マーケティング活動が拡大しております。動画広告市場は、2019年の2,592億円から2023年には5,065億円と倍増すると予想されております。^{*1}

当社は、2019年7月に子会社化したクリエ・ジャパン社にて、企業の営業・マーケティング活動における動画活

用を支援しております。クリエ・ジャパン社は、視聴者の個人個人の特性・指向に応じた、動画配信を行うことで、動画の視聴効果を高めることが可能となる動画配信システム「PRISM」を提供し、企業における動画活用を支援しております。

今後、「高速・大容量」「低遅延」「多数端末との接続」という特徴を持つ、次世代通信規格 5G サービスの普及により 4K/8K の高精細映像の伝送も容易となり、動画活用の機会がより広がると予想され、当社の動画活用支援事業の事業機会も更に拡大すると考えます。

当社は、本ファイナンスで調達した資金にて、動画配信システムの機能強化の為の継続的な開発投資を行います。加えて、高い技術や運用ノウハウを持ち、動画サービスを提供している国内外のスタートアップ企業との資本業務提携または M&A を行い、動画サービスにおける技術・運営力を取込むことにより当社の動画支援サービスの拡充を図り、動画支援事業の推進を加速させます。

※1. オンラインビデオ総研/株式会社デジタルインファクト「動画広告市場推計」より

② 中小事業者向けアンバサダー支援事業の推進

SDGs^{※2}の認知の高まり、エシカル消費（倫理的消費）の普及により、消費者は、自身の消費に対する意識を高め、より人や社会、環境に配慮した消費活動を行う傾向が強まっております。その様な社会変化に対応するため、企業は、自社の事業活動や商品・サービス価値を正しく伝えるべく、様々なマーケティング活動を行っております。しかし、情報通信技術の発展により情報が氾濫し、自社の潜在的な顧客層へ正しく情報を伝えることが容易ではない社会環境であります。

当社は、好きな企業の商品やサービスについて自発的にクチコミや推奨するファンを「アンバサダー（親善大使）」と定義し、当社が持つ SNS 分析にて得た技術・ノウハウを活用し「アンバサダー」が周囲の友人や知人に商品やサービスの魅力を伝えることを促進する支援サービスを提供し、企業のより効果的なマーケティング活動の推進に貢献しております。

これまで、当社が提供するアンバサダー支援サービスは、導入企業に対し、各企業の要望に合わせて、アンバサダーのクチコミ効果を分析するシステム提供からクチコミを促進するための体験イベントの企画・運営まで総合的に支援することで大手消費財メーカーを中心に採用され、実績を積んでまいりました。

今般、自社のファンによるクチコミによるマーケティング効果の高まりから、中小規模の消費財メーカーや EC 事業者においても、アンバサダーを活用したマーケティング活動の需要の高まりが見られます。当社は、2020 年 3 月ごろより中小事業者に対しアンバサダープログラムの提供についてテストマーケティングを実施しておりました。その結果を踏まえ、当社は、中小事業者が簡易にアンバサダーを活用したマーケティング活動を始められるよう、クチコミ効果を分析するシステムを単体で提供して参ります。

当社は、本ファイナンスで調達した資金にて、クチコミ効果分析システムの機能強化の為の継続的な開発投資を行います。加えて、中小事業者に対しデジタルマーケティング支援サービスの提供を行っている事業者や、中小事業者が、簡易にアンバサダーを集め、事業紹介や商品発表会等を行える場を提供及び運営するノウハウを獲得するため、商業施設などでイベント企画・運営を行っている事業者等との資本業務提携または M&A を行い、2020 年 7 月から新メニューとして本格投入を予定する中小事業者向けのアンバサダー支援プログラムの拡充を図り、中小事業者向けのアンバサダー支援事業の推進を図ります。

※2. SDGs: 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称

(3) 本新株式及び本新株予約権による資金調達を選択した理由について

上記「(2) 今後の成長戦略」に記載した内容を進めるに当たり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近

の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

① 金融機関からの借入

低金利環境が継続する中、金融機関からの間接金融による調達環境は良好であるものの、調達金額が全額負債として計上されるため、有利子負債/自己資本比率などの財務健全性が低下する可能性があります。

また、本調達による資金使途はシステム開発投資資金や資本業務提携 M&A 資金へ向けた資金であり、回収には一定の時間を要することから、資金の性質を勘案し、資本金調達最適であるとの結論に至りました。

② 第三者割当による新株発行のみの場合

第三者割当による新株発行のみの場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。

③ 公募増資の方法による新株式発行

公募増資に関しては、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でない判断いたしました。

④ 私募社債の発行

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の主な特徴及び当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<本新株予約権の主な特徴>

- i 本新株予約権は、発行当初から行使価額は754円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から397,900株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ii 本新株予約権には、(別紙2)発行要項「14.新株予約権の譲渡制限」に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮といった観点から懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっていること。具体的には、上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は754円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から397,900株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと。

- ② 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、397,900株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使請求期間である、2020年7月6日から2022年7月5日までの2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること。

既存の株主の皆様には今回の本新株式及び本新株予約権の発行により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、既存事業の安定黒字化や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながるものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	402,380,220円
	(内訳) 新株式の発行による調達額 100,055,800円
	新株予約権の発行による調達額 2,307,820円
	新株予約権の行使による調達額 300,016,600円
② 発行諸費用の概算額	4,200,000円
③ 差引手取概算額	398,180,220円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用1,600,000円、登記関連費用2,000,000円、その他諸費用600,000円を予定しております。
3. 調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額300,016,600円につきましては、本新株予約権が行使されない場合または本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 動画活用支援事業、アンバサダー支援事業推進における資本業務提携先への出資資金またはM&A資金	99百万円	2020年7月～2021年12月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 資本業務提携またはM&A資金の支出予定期間において、当社が希望する条件の資本業務提携またはM&Aの案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。
3. 資本業務提携先への出資資金・M&Aについて、現時点で決定した案件はありません。具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

<本新株予約権>

具体的な使途	金額	支出予定時期
--------	----	--------

① 動画活用支援事業、アンバサダー支援事業推進における資本業務提携先への出資資金またはM&A資金	249百万円	2020年10月～2022年7月
② 動画配信システムの機能強化及びクチコミ効果分析システムの機能強化のための継続的なシステム開発投資	50百万円	2021年1月～2021年7月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。
2. 本新株予約権の行使による調達額（300百万円）につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記①、②の順に充当する予定であります。
3. 資本業務提携またはM&A資金の支出予定期間において、当社が希望する条件の資本業務提携またはM&Aの案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。
4. 現状具体的な候補を選定中ですが、①の動画活用支援事業、アンバサダー支援事業における資本業務提携先への出資資金・M&A資金としては、本新株式会社による調達資金と合わせて、資本業務提携は3社程度で100百万円、M&Aは2社程度で248百万円を想定しておりますが、今後の出資・案件の状況によっては、その金額は変更となる可能性があります。
5. 資本業務提携先への出資資金・M&Aについて、現時点で決定した案件はありません。具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の、本新株式会社及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の成長戦略および事業戦略を推進し、将来の利益成長性を高めることで、当社の収益機会の拡大を実現できるとともに、財政基盤の安定化を図れるものと見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値および株主価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式会社における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（2020年6月17日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である754円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直前営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、当該発行価格の当該直前営業日までの1か月間の終値平均658.39円に対する乖離率は14.52%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均535.95円に対する乖離率は40.68%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均664.95円に対する乖離率は13.39%となっております。これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、監査役3名（全員社外監査役）から、上記発行価格について、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたことは、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること及び上記発行価格は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口 真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2020年6月17日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート Δ 0.157%）、ボラティリティ（71.20%）、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「上記、1募集の概要〈本新株予約権〉（8）その他①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高（5%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2020年7月6日から2022年7月5日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を580円（1株当たり5.80円）と算定いたしました。なお、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高（5%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を算定機関が算定した同額の金580円（1株当たり5.80円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2020年6月17日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の754円と同額の754円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「2020年12月期第1四半期決算短信」を2020年6月12日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均658.39円に対する乖離率は14.52%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均535.95円に対する乖離率は40.68%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均664.95円に対する乖離率は13.39%となっております。

当社監査役3名全員（全員社外監査役）から、本新株予約権の発行については、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額と同額の金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられること、払込金額も当該評価額と同額であること等をその判断に至る理由としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は132,700株（議決権の数は1,327個）であり、また、本新株予約権の行使により発行される株式数は397,900株（議決権の数は3,979個）であります。これらを合算すると発行される株式数は530,600株（議決権の数は5,306個）となり、2019年12月31日現在の当社の発行済普通株式総数2,085,780株（議決権の数は20,842個）に対して25.44%（議決権の総数に対する割合は25.46%）の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達により、事業拡大や資本・業務提携等を通じて、当社成長戦略に基づく新たな収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、かつ、結果として財政基盤の安定化に寄与し、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。また、本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、「5. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高 47,926 株に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式数 530,600 株を本新株予約権の行使期間2年間（500 営業日と仮定）で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は1,061 株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の2.21%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上のことから、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	O a k キャピタル株式会社			
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康			
(4) 事 業 内 容	投資銀行業			
(5) 資 本 金	4,282 百万円 (2020 年 3 月 31 日現在)			
(6) 設 立 年 月 日	大正 7 年 2 月 22 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	53,675,037 株 (2020 年 3 月 31 日現在)			
(8) 決 算 期	3 月			
(9) 従 業 員 数	(連結) 84 名 (2020 年 3 月 31 日現在)			
(10) 主 要 取 引 先	該当なし			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ 銀行			
(12) 大株主及び持株比率	竹井 博康 3.56%、個人 3.05%、法人 2.16% (2019 年 9 月 30 日現在)			
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態				
	決算期	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期	2020 年 3 月 期
連 結 純 資 産		9,320	7,439	5,628
連 結 総 資 産		9,860	8,498	8,891
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)		173.76	138.70	101.20
連 結 売 上 高		5,654	2,230	4,064
連 結 営 業 利 益		1,549	△906	△1,660
連 結 経 常 利 益		1,154	△957	△1,890
連 結 当 期 純 利 益		886	△979	△1,794
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)		16.52	△18.25	△33.46
1 株 当 たり 配 当 金 (円)		10.00	5.00	—

(注) 2020 年 3 月期の経営成績及び財政状態の数値は 2020 年 5 月 14 日に開示された 2020 年 3 月期決算短信に掲載された数値を記載しております。

※O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、O a k キャピタル株式会社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、O a k キャピタル株式会社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、O a k キャピタル株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で、当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。その中で、当社の決算説明会に参加し、当社の成長戦略や資金需要、経営方針、将来的な目標等についてご理解いただいていたO a k キャピタル株式会社が候補に挙がりました。

割当予定先のO a k キャピタル株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として

中立的な立場から、国内外において15年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンスの引受け実績は豊富で、新興上場企業や中堅上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社はエクイティ・ファイナンス引受けを行う投資銀行業務に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業、M&Aの仲介業務なども手掛けており、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

また、当社は株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、同社から新株式及び新株予約権を割当てる提案を受けました。新株式と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、新株予約権により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があります。

以上の理由から、最終的に2020年6月18日開催の当社取締役会において、同社を本新株式と本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、同社は、当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、Oakキャピタル株式会社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

また、当社はOakキャピタル株式会社から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を口頭で受けており、割当予定先の2020年3月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表及び、2020年5月14日に開示された2020年3月期決算短信に掲げられた連結財務諸表から、割当予定先が当該行使等に要する資金に対し現預金その他の流動資産を十分に保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社はO a k キャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、O a k キャピタルの事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）またはこれに関する公表を行わない。
 - i 払込期日から6か月間が経過した日またはO a k キャピタルが保有する本新株式または本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
 - ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはO a k キャピタルが保有する本新株式または本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
ただし、当該iiの期間においては、本新株式の発行価額または本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。
- ②「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とO a k キャピタルとの間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。
- ③上記①乃至②第2項の定めは、当該対象有価証券の発行等が当社の成長戦略に資するものとして引受人が事前に書面により同意したときにはこれを適用しない。

本記載事項はO a k キャピタルとの間で2020年7月6日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

(7) 先買権について

① 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行または交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、O a k キャピタルが保有する本新株式または本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、O a k キャピタルに対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- ii O a k キャピタルは、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いO a k キャピタルから応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

② 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i スtock・オプション目的により、当社又は子会社の役員又は従業員に対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付（上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。

iii 上記の他、当社とOakキャピタルとが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

本記載事項はOakキャピタルとの間で2020年7月6日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

6. 大株主及び持株比率

(2019年12月31日現在)

大株主の名称	持株比率
徳力 基彦	10.51%
上田 怜史	10.06%
カブドットコム証券株式会社	3.82%
電通デジタル投資事業有限責任組合	3.16%
株式会社マイナビ	3.16%
株式会社SBI証券	3.03%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	2.73%
株式会社Zero-G	1.89%
高柳 慶太郎	1.63%
SMBC日興証券株式会社	1.44%

(注) ① 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

② 大株主及び持株比率は、2019年12月31日時点の株主名簿を基準として記載をしております。

③ 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

④ 割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

⑤ 上田 怜史は、2020年3月19日に大量保有報告書を提出しており持株数188,600株、持株比率は9.04%となっております。

7. 今後の見通し

2020年6月12日提出した業績予想の修正に関するお知らせで開示した数値には、今回の資金調達による業績の影響は反映しておりません。今回の資金調達による2020年12月期の当社業績に与える影響については精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合は、判断次第速やかに公表いたします。当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、延いては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化率は25.46%となり25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」または「当該割当に係る株主総会の決議などの株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、時間的な制約を伴う「株主総会の決議などによる株主の意思確認」による方法ではなく「経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。そこで当社は、経営者から一定程度の独立した者として、社外取締役の吉田茂、社外監査役の本庄孝充、社外監査役の田中純一郎及び社外監査役の櫻井英哉の4名（以下「社外役員」といいます。）から、本新株式及び本新株予約権の発行についてその必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

そして、当社は、2020年6月18日付で、社外役員より、大要、以下の①から⑤までに掲げる理由により、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行は、当社の成長戦略である、動画活用支援事業の推進、中小企業向けアンバサダー支援事業の推進の遂行により、収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高め、延いては既存株主の株主価値の向上に繋がるものであることから、必要性及び相当性が認められるものとする旨の意見を書面により頂きました。

① 当社が、調達した資金にて、成長戦略を遂行するにあたり適切な買収先や資本業務提携先に投資すること及び適切なシステム開発投資は、収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高め、延いては既存株主の株主価値の向上に繋がるものであり、当社の説明する施策には一定の合理性が認められ、不合理な施策とは評価できないこと。

② 資金調達方法には様々な手法のある中において、当社が企図している、事業拡大のための先行投資、企業の買収・資本業務提携に備える資金を得る目的で、間接金融による資金調達については、現状の当社の業績・財務内容から極めて困難であり、短期的なキャッシュ・フローを悪化させる可能性のある間接金融は控えるべきである。普通株式による公募増資については、必要な資金が調達できるか不透明であるため実現可能性が低く、株主割当についても、当社の株主構成を考慮すると、十分な資金調達ができるは不透明である。ライツ・オフリングのうちコミットメント型については、証券会社による引受審査の実施または株主総会の開催が必要であって実施例が少ないうえ、株主割当増資と同様の問題があり、ノンコミットメント型についても、公募増資と同様の問題がある。

これに対し、資本業務提携、M&A 資金が必要となるタイミングは状況に応じて変動するから、段階に応じて割当予定先が段階的に資金の払込みを行うことができる第三者割当による新株予約権の発行による資金調達は、不合理なものではない。新株予約権を用いた資金調達は、新株予約権の行使がなされなければ資金調達が実現せず、本件新株予約権では行使価額の修正がなされないことから、株価が低迷すれば新株予約権の行使がなされない可能性があるが、このことは、一度に希薄化が起きず株式の需給悪化を軽減させることができるメリットおよび希薄化の程度が限定されるメリットと裏腹の関係にあるから、一概にデメリットであるとも言い切れない。また、当社の説明によると、Oak キャピタルは、株価が新株予約権の行使価格に満たない場合であっても、妥当な資金使途であると判断できる場合には行使を実施する意向を示しているとのことである。

これらのことを踏まえると、当社が今般の資金調達を本件新株及び行使価額修正条項のない本件新株予約権の発行によって行うことにしたことは、特段不合理な判断とはいえないと思料する。

③ 当社の財務状況および資金使途からすれば、402 百万円の資金調達を引き受ける投資家が限られるであろうことは否定できないように思われ、Oak キャピタルは少なくとも株式相場を破壊するような行為は行っていないし、行わないものと推察される。Oak キャピタルは投資銀行事業を中核事業としており、同社は当社の株式および新株予約権を純投資の方針に基づき保有し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないとのことである。動画活用支援事業、アンバサダー支援事業推進における資本業務提携先への出資資金またはM&A 資金として348 百万円、動画配信システムの機能強化及びクチコミ効果分析システムの機能強化のための継続的なシステム開発投資として50 百万円、との当社による説明に不合理な点は見受けられず、本新株予約権の行使後ベースで402 百万円、差引き手取概算額398 百万円の規模の資金調達を行うことは、強ち不合理なこととは言えないと思料する。この点からすれば、本第三者割当増資が会社法247 条2号の「著しく不公正な方法」に当たる可能性は低いと考えられる。

- ④ 本新株式及び本新株予約権の払込の確実性については、Oakキャピタルの2020年3月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表及び、2020年5月14日に開示された2020年3月期決算短信に掲げられた連結財務諸表の閲覧により、同社が本新株式の発行価額の総額の合計以上の現預金を保有していることを確認しているとのことから、本新株式等の払込みの確実性について特段の問題は見受けられない。
- ⑤ 本件新株等の発行価額（払込金額）及び本件新株予約権の行使価額は、本新株式及び本新株予約権に係る取締役会決議日の直前営業日（2020年6月17日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値と同価額であり、本新株予約権の発行価額は、一定の仮定および前提を置き、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した第三者算定機関の評価額と同価額であるから、既存株主の利益を害しないため、本件新株等の発行価額等は会社法238条3項2号に定める「特に有利な金額」には当たらないと考えることが可能である。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
売上高	734百万円	910百万円	847百万円
営業利益	66百万円	90百万円	△138百万円
経常利益	67百万円	79百万円	△144百万円
当期純利益	63百万円	79百万円	△192百万円
1株当たり当期純利益	78.21円	40.74円	△92.97円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	197.90円	340.12円	250.47円

(注) 1. 2019年12月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については個別財務諸表上の数値を記載しております。

2. 2017年12月5日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が2017年12月期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,085,780株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	121,200株	5.81%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
始 値	—	5,157	1,070
高 値	—	5,617	1,740
安 値	—	1,024	810
終 値	—	1,115	872

(注) 1. 2018年3月28日をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が2018年12月期の期首に行われたと仮定し小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	952円	860円	850円	577円	398円	499円
高 値	954円	1,100円	915円	639円	546円	674円
安 値	810円	831円	572円	361円	380円	472円
終 値	872円	850円	574円	398円	512円	646円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年6月17日
始 値	754円
高 値	754円
安 値	754円
終 値	754円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	2018年3月27日
資 金 調 達 の 額	193,200,000円 (差引手取概算額 183,200,000円)
発 行 価 額	1株につき2,760円 (引受価額)
募集時における 発行済株式数	584,000株
当該募集による 発行株式数	70,000株
募集後における 発行済株式数	654,000株
発行時における 当初の資金用途	基幹システムの機能強化及びシステムインフラの強化、広告宣伝費、人材採用費
発行時における 支出予定時期	2018年12月期～2019年12月期
現時点における 充 当 状 況	当初の資金用途に従い全額充当しております。

・第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）

払込期日	2018年4月25日
資金調達額	51,336,000円
発行価額	1株につき2,760円（引受価額）
募集時における発行済株式数	654,000株
当該募集による発行株式数	18,600株
募集後における発行済株式数	672,600株
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	基幹システムの機能強化及びシステムインフラの強化、広告宣伝費、人材採用費
発行時における支出予定時期	2018年12月期～2019年12月期
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

(別紙1)

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
第三者割当による募集株式の発行要項

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 普通株式 132,700 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株当たり 金 754 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 金 100,055,800 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 50,027,900 円
資本準備金 金 50,027,900 円 |
| 5. 申込期日 | 2020 年 7 月 6 日 |
| 6. 払込期日 | 2020 年 7 月 6 日 |
| 7. 募集の方法及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。 |
| 8. 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店 |
| 9. その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

(別紙2)

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第9回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,307,820円
3. 申込期日 2020年7月6日
4. 割当日及び払込期日 2020年7月6日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は397,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 3,979個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金580円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金754円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての

場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2020年7月6日（本新株予約権の払込み完了以降）から2022年7月5日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第9項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第10項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金580円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 管理部
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上